

議案第2号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年1月12日

三朝町長 吉田秀光

平成18年1月12日原案可決
三朝町議會議長 牧田武文

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) <u>介護保険及び障害者自立支援に関する次の事務</u> ア <u>介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務</u> イ <u>障害者自立支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務</u> (11) 略 (広域連合が作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>介護保険及び障害者自立支援に関する次の事務</u> ア <u>介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。</u> イ <u>障害者自立支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が</u>	(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) <u>介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務</u> (11) 略 (広域連合が作成する広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。</u>

行う事務に関すること。

(11) 及び (12) 略

別表（第18条関係）

区分	負担割合
略	
介護認定審査費	人口割 25% (最近の国勢調査人口による負担割合)
	65歳以上人口割 25% (最近の国勢調査人口による負担割合)
	標準財政規模割 25% (前年度)
	標準税収入額割 25% (前年度)
障害者自立支援審査費	人口割 25% (最近の国勢調査人口による負担割合)
	実績割 25% (前年の審査判定実績に基づく負担割合)
	標準財政規模割 25% (前年度)
	標準税収入額割 25% (前年度)

(11) 及び (12) 略

別表（第18条関係）

区分	負担割合
略	
介護認定審査費	人口割 25% (最近の国勢調査人口による負担割合)
	65歳以上人口割 25% (最近の国勢調査人口による負担割合)
	標準財政規模割 25% (前年度)
	標準税収入額割 25% (前年度)

附 則

（施行期日）

- この規約は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の鳥取中部ふるさと広域連合規約別表の障害者自立支援審査費の平成18年度の実績割による負担割合の算出については、平成17年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定による支給件数の実績並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の3第1項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の支援件数の実績による負担割合とする。